

## 近未来技術等 P R ・ 企業間連携促進業務委託仕様書

### 1 目的

「未来社会の実験場」のコンセプトのもとに開催される大阪・関西万博では、様々な近未来技術の社会実装へ向けた動きが加速することが期待される。そこで、「滋賀県産業振興ビジョン 2030」で具体的な目指す姿としている技術革新や生産性向上によるイノベーティブなビジネスモデルが次々と展開され、新たな価値が創出される滋賀を形作っていくため、万博を好機として近未来技術の更なる振興を図り、もって本県産業および経済の発展を目指す。

本業務では、万博のプレイベントと位置づけ、近未来技術等社会実装推進事業にて支援してきた近未来技術について広く P R するとともに、その近未来技術を持つ企業の新たな連携を促進するためのイベントを開催する。

### 2 業務の名称

近未来技術等 P R ・ 企業間連携促進業務

### 3 業務の期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日まで

### 4 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を実施する。

#### (1) シンポジウムの企画提案および運営

受託者は近未来技術に対する県内の社会的受容性の向上に向け、県民に向け近未来技術を広く P R する以下のシンポジウムを 2 回開催する。

開催日	令和 6 年 7 月以降で、2 回（連続した 2 日間ではない。） ※日程は委託者と協議の上決定する
開催場所	滋賀県内 2 か所 ※開催場所は委託者と協議の上決定する
参加者	一般県民および県内外企業 300 名程度（各回 150 名程度）
内容	・ 近未来技術の実装に向けての基調講演 ・ 近未来技術等社会実装推進事業で支援した企業による事例紹介 ※内容は受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する ※事例は C O ₂ ネットゼロ枠で支援した企業を全体の半数以上紹介すること ※事例紹介は (2) のマッチングイベントに向けたピッチの代替となるよう留意すること

(2) マッチングイベントの企画提案および運営

受託者は近未来技術を持つ企業の新たな連携の創出に向け、当該企業と県内外企業との以下のマッチングイベントを2回開催する。

開催日	令和6年7月以降で、2回（連続した2日間ではない。） ※日程は委託者と協議の上決定する ※（1）のシンポジウムと同日の開催を想定している
開催場所	滋賀県内2か所 ※開催場所は受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する
参加者	近未来技術等社会実装推進事業で支援した企業と県内外の企業
内容	・商談会または企業見学等のマッチングイベント ※内容は受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する ※実際の連携に繋がった件数について2件（各回1件）以上を目標とする

(3) 近未来技術にかかる展示の企画、運営

受託者は近未来技術に対する県内の社会的受容性の向上、および近未来技術を持つ企業の新たな連携の創出に向け、近未来技術をPRする以下の展示を行う。

開催日	令和6年7月～12月頃で、3日～1週間程度 ※日程は委託者と協議の上決定する ※（1）のいずれかのシンポジウムの前後での展示を想定している
開催場所	滋賀県内1か所 ※開催場所は受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する
内容	・近未来技術の社会受容性向上に向けた展示 ※内容は受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する ※民間のイベントへの出展などにより代替しても差し支えない

(4) 会場および必要資材の手配調整および支払い

受託者は上記（1）、（2）、（3）の取組について、必要となる会場、資材、備品、車両等を手配調整し必要経費の支払いを行う。

(5) 講師、司会、事例発表者等の調整および支払い

受託者は上記（1）、（2）で実施するイベントについて、（1）においては講師、司会、事例発表者の手配調整および必要経費の支払いを、（2）においては近未来技術等社会実装推進事業で支援した企業の調整および必要経費の支払いを実施する。また、（3）の展示についても出展する企業との調整および必要経費の支払いを実施する。

(6) 募集、受付および広報周知

受託者は上記（1）、（2）、（3）の取組について、募集、受付、広報を実施する。広報の内容は受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する。

- (7) 開催準備  
受託者は上記(1)、(2)、(3)の取組について、開催準備、設営、配布資料等の作成を実施する。
- (8) 連携促進支援および委託業務報告書の作成  
受託者は(2)で実施するイベントで実施したマッチングが新たな連携の創出となるよう、委託期間中継続して参加企業を支援する。また、本業務で得られた成果について専門的知見から評価検討し報告書を作成する。
- (9) その他および追加提案  
受託者は上記以外で本業務実施に付随する業務および受託者が創意工夫により予算の範囲内で提案した追加の業務を実施する。

## 5 業務の内容に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に資する取組となるよう留意すること。
- (2) 受託者は、本業務が関西・大阪万博の機運醸成に資する取組となるよう留意すること。
- (3) 受託者は、4(1)、(2)、(3)の取組を実施するにあたりリアルだけでなく、オンラインも併用した取組となるよう留意すること。
- (4) 受託者は本業務を実施するにあたり滋賀県近未来技術等社会実装推進事業で作成した動画などの成果を活用すること。
- (5) 受託者は、4(1)、(2)、(3)の取組において取り上げる近未来技術を正確かつ分かりやすく参加者等に訴求すること。

## 6 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。

- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

## 7 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。
- (2) 委託者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 委託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本事業に付随して必要となる経費（旅費、専門家謝金、印刷製本費等）は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に委託者と協議を行うこと。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。  
なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。